

# 公衆浴場の水質管理について



「公衆浴場における衛生等管理要領」等が全面改正され、新たに「公衆浴場における水質基準等に関する指針」（平成12年12月15日付生衛発第1811号 厚生省生活衛生局長通知、別添1）等が策定されました。これに伴い、浴槽水等の水質管理において、用語及び基準の変更と新たな検査項目が追加されました。

公衆浴場の衛生管理として営業者への指導は、以下のようになっています。

原水、原湯、上がり用水、上がり用湯、循環装置を使用していない浴槽水及び毎日完全換水型循環浴槽水は1年に1回以上、連日使用型循環浴槽水は1年に2回以上、水質検査を行い、その記録を3年以上保存すること。

## ○水質検査項目と水質基準（従来の項目にレジオネラ属菌を追加）

検査項目	水質基準	
	原水、原湯、上がり用水、上がり用湯	浴槽水
色度	5度以下であること	
濁度	2度以下であること	5度以下であること
水素イオン濃度（pH値）	5.8～8.6であること	
過マンガン酸カリウム消費量	10mg/L以下であること	25mg/L以下であること
大腸菌群	50ml中に検出されないこと	1個/ml以下であること
レジオネラ属菌	10CFU/100ml未満であること	10CFU/100ml未満であること

## ○用語の説明

用語	定義
原水	原湯の原料とする水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽に直接注入されるべき冷水
原湯	浴槽に直接注入されるべき温水（循環ろ過方式等浴槽水が還流されるものは除く）
上がり用水	上がり湯用水栓（シャワー含む）から供給される冷水
上がり用湯	上がり湯用湯栓（シャワー含む）から供給される温水
浴槽水	浴槽内の湯水
完全換水	浴槽から浴槽水を完全に排出し入れ替えること
連日使用型循環浴槽水	24時間以上完全換水しないで循環ろ過している浴槽水
毎日完全換水型循環浴槽水	循環ろ過装置を使用しているが、毎日完全換水している浴槽水

近年急増しているレジオネラ症の感染源の多くが、温泉・公共入浴施設・24時間風呂などであることから定期的な検査の実施をお勧めします。

詳しくは、当社 **環境分析部 貝森**（フリーダイヤル0120-01-2590 内線318）までお気軽にお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤放射性物質測定
- ⑥アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査

